

おくやみ ハンドブック

久喜市

令和8年度版



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2026年7月発行 発行:久喜市

編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています。

大切な思い出の品々、心を込めて お手伝いさせていただきます。

出張費用
査定料
無料

遺品整理

生前整理

不用品買取

土日祝日
対応



＼整理だけでは終わらない／
**土地や建物に関する
ご相談も承ります**

空き家・家財整理

特殊清掃

消臭

除菌

原状回復工事

リフォーム

売却相談

このような不安をお持ちの方ご相談ください。

- 遠方に住んでいるのでなかなか整理に行くことができない。
- 遺品が大量でどうすればいいか悩んでいる。
- 重い物が多く、整理が難しい。
- 入院や施設に入居する前に自宅を売却しておきたい。
- 遺品の供養・お焚き上げをしてほしい。
- 故人が所有していた車やバイクを処分してほしい。

遺品・生前・家財整理、荷物の片づけ ご利用料金目安

〈間取り / 基本料金(税込)〉

- 1K/38,500円～(作業員1名)
- 1LDK/77,000円～(作業員2名)
- 2LDK/154,000円～(作業員2名)
- 3LDK/187,000円～(作業員3名)

※基本料金には、養生作業・必要品・不必要品等の仕分け・梱包搬出作業・廃棄物処理費・運搬車両費・簡易清掃が含まれます。

※基本料金に家電リサイクル費用は含まれておりません。

※基本料金は目安となります。詳細は現場確認後、お見積もり金額は決定します。

※荷物の量や作業環境(駐車環境・作業人数・エレベーターの有無やお住まいの階層等)により、料金は変動します。

スタッフが
迅速に
対応します



ケアリンク合同会社 ☎ **0120-978-632**

〒350-1175 埼玉県川越市笠幡890-2-B 時間 / 10:00～20:00 年中無休(年末年始除く)

古物商許可番号(第)431080037134号 提携会社 株式会社朝日ハウジング 埼玉県知事免許(7)169494号

遺品整理の相談窓口 一般廃棄物の収集・運搬については、自治体の許可事業者へ依頼しております。

ご遺族の方へ

除籍になった戸籍の交付について

【故人の本籍が久喜市にある場合】

除籍になった戸籍が出来上がるまで死亡届を受理した日から約1週間かかります。

※死亡届出を久喜市以外の市区町村に行った場合は、戸籍が出来上がるまでにさらに約1週間かかります。

【故人の本籍が久喜市以外にある場合】

除籍になった戸籍が出来上がるまで死亡届を受理した日から約10日～2週間かかります。すぐに請求をされても、戸籍が出来ていない可能性がございますのでご注意ください。念のため、10日前後に本籍地の市区町村にお問い合わせの上、請求されることをおすすめいたします。戸籍証明書を広域交付で請求する場合は、事前に請求予定の市区町村へお問い合わせください。

※除票になった住民票は故人の住所が久喜市にあり、かつ久喜市に死亡届出を行った場合は、死亡届を受理した日から交付できます。
※広域交付は、本籍地以外の市区町村で戸籍証明書を請求できる制度です。

死亡届書の記載事項証明書(死亡診断書の写し)について

遺族基礎年金・遺族厚生年金や郵便局の簡易保険などを請求する際に、死亡届書の記載事項証明書を求められることがあります。

死亡届書の記載事項証明書の交付には、法律による制限があり、下記の使用目的以外での請求では交付ができませんのでご注意ください。

※死亡届の提出前に届出書のコピーを取られることをおすすめします。

使用できる目的

- (1) 郵便局の簡易保険の請求
(死亡保険金の証書上の保険金額が100万円を超えるもの)
- (2) 厚生年金の遺族厚生年金の請求
- (3) 国民年金の遺族基礎年金の請求
- (4) 地方公務員等共済組合の遺族共済年金の請求
- (5) 国家公務員等共済組合の遺族共済年金の請求

申請できない保険の種類

- (1) 生命保険会社の生命保険
- (2) 県民交通災害共済
- (3) 農協共済の生命保険
- (4) その他法令で提出が義務付けされていない保険等

申請ができる方

死亡届の届出人や死亡者のご親族の方で、かつ、対象の保険もしくは年金の請求者(受取人)

必要書類

- (1) 簡易保険証書・年金証書や遺族年金請求者等、受取人であることが確認できるもの
 - (2) 窓口へ来られる方の本人確認書類
- ※故人との関係を確認できるもの(戸籍謄本等)が必要になることがあります。

市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な方	主な手続き【期限】	該当	済	担当	参照ページ
住民登録 印鑑登録	世帯主である方	●世帯主変更の届出 【亡くなった日から14日以内】	☐	☐	市民課 (総合窓口)	5
	印鑑登録をしている方	●印鑑登録証(くき市民カード)の返還	☐	☐	市民・ パスポート係	
	マイナンバーカード(個人番号カード) や通知カードをお持ちの方	●相続等のお手続きが完了するまでは、 ご遺族が保管してください。	☐	☐	各行政センター 市民係	
年金	国民年金を受給している方 (国民年金のみ受給)	●未支給年金の請求	☐	☐	市民課(総合窓口)	6
	国民年金に加入している方	●遺族基礎年金の請求【5年以内】 ●寡婦年金の請求【5年以内】 ●死亡一時金の請求【2年以内】	☐	☐	市民・ パスポート係	
	厚生年金・共済年金を受給している方 または加入している方	日本年金機構または各共済組合事務所に 直接お問い合わせください。	☐	☐	各行政センター 市民係	7
国民健康保険 後期高齢者 医療	国民健康保険に加入している方	●資格確認書の返還 ●葬祭費の支給申請【葬儀を行った日の 翌日から2年以内】	☐	☐	国民健康 保険課	7
	後期高齢者医療に加入している方	●資格確認書の返還 ●葬祭費の支給申請【葬儀を行った日の 翌日から2年以内】	☐	☐	給付係 各行政センター 市民係	
介護保険	・65歳以上の方 ・40歳以上65歳未満の方で要介護 認定を受けている方	●介護保険資格喪失届の提出【14日以内】 ●介護保険被保険者証の返還【14日以内】	☐	☐	介護保険課 保険料・給付係 各行政センター 福祉係	8
高齢者	高齢者福祉サービスを利用している方	●利用廃止(取止め)届の提出	☐	☐	高齢者福祉課 高齢者福祉係 各行政センター 福祉係	8
税金	市民税・県民税を納めている方	●相続人代表者指定届の提出	☐	☐	市民税課 市民税 第1係・第2係 各行政センター 市民係	8
	市内に固定資産(土地・家屋)を 所有している方	●相続人代表者指定届の提出	☐	☐	資産税課 土地係・家屋係 各行政センター 市民係	9
	市税等の納付が済んでいない方	●納付の相談	☐	☐	収納課 徴収係	
バイク 小型特殊 自動車	原動機付自転車(125cc以下)・ 小型特殊自動車を所有している方	●廃車または名義変更	☐	☐	市民税課 諸税係 各行政センター 市民係	9
障がい者 福祉	特別児童扶養手当を受給している方 および受給対象児童	●特別児童扶養手当資格喪失届の提出	☐	☐	障がい者 福祉課 障がい者 福祉係 ／自立支援 第1係・第2係 各行政センター 福祉係	9
	身体障害者手帳・療育手帳をお持ち の児童(18歳未満)および保護者の方	●身体障害者手帳交付等届または 療育手帳申請届の提出	☐	☐		10
	身体障害者手帳・療育手帳・精神 障害者保健福祉手帳をお持ちの方	●該当する手帳の返還	☐	☐		
	障害福祉サービス受給者証等をお持ちの方	●該当する受給者証等の返還	☐	☐	各行政センター 福祉係	11
	在宅重度心身障害者手当・ 特別障害者手当等を受給している方	●手当の資格喪失届・未支払請求書の提出	☐	☐		
	重度心身障害者医療費の受給資格を 有している方	●重度心身障害者医療費の資格喪失・ 振込先変更届の提出	☐	☐		

市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な方	主な手続き【期限】	該当	済	担当	参照ページ
こども	保育所等に入所している児童	●退所の届出		☐	保育幼稚園課 管理係	11
	保育所等に入所している児童の保護者の方	●保護者変更の届出		☐	各行政センター こども未来係	12
	児童手当を受給している方および受給対象児童	●児童手当受給事由消滅届等の提出【15日以内】		☐	子育て支援課 医療手当係 各行政センター こども未来係	12
	児童扶養手当を受給している方および受給対象児童	●児童扶養手当資格喪失届等の提出		☐		
	ひとり親家庭等医療費を受給している方および受給対象児童	●ひとり親家庭等医療費受給者変更(消滅)届等の提出【15日以内】		☐		
	子ども医療費の受給資格を有している方および受給対象児童	●子ども医療費受給資格消滅届・子ども医療費受給資格登録申請書の提出【15日以内】		☐		13
	18歳年度末までの児童を養育している方(お子さまに障がいのある場合は20歳未満が対象となる場合があります。)	●児童扶養手当やひとり親家庭等医療費などの手続きができる場合があります。		☐		
交通	市内循環バスの乗車証をお持ちの方	●乗車証の返還		☐	交通住宅課 交通係 各行政センター 地域振興係	13
	デマンド交通(くきまる)を利用されていた方	●右記の担当課へご連絡をお願いします。		☐		14
	くきふれあいタクシー(補助タク)の利用登録証をお持ちの方	●利用登録証の返還		☐		
上下水道	水道の使用名義人の方	●名義人変更の手続き		☐	上下水道経営課 (監宮行政センター内) 料金係 ☎0480-58-1111	14
	農業集落排水処理施設を使用している方	●農業集落排水処理施設の使用人数変更の手続き		☐		
ペット	犬を飼っている方	●犬の登録事項の変更届の提出		☐	庶務課 環境経済・教育分室 環境課(菖蒲行政センター内) 環境保全・衛生係 ☎0480-85-1111 栗橋・鷺宮行政センター 総務・人権係	15
農地	農地を所有している方	●農地法第3条の3の規定による届出書の提出		☐	農業委員会事務局 (菖蒲行政センター内) ☎0480-85-1111	15
	農業者年金を受給している方	●農業者年金死亡関係届書の提出(提出先:お近くのJA)		☐		
図書館	久喜市立図書館利用券をお持ちの方	●市立図書館利用券の返還		☐	中央図書館 ☎0480-21-0114 菖蒲図書館 ☎0480-87-1388 栗橋文化会館 図書室 ☎0480-52-2000 鷺宮図書館 ☎0480-58-1002	15

おくやみコーナーのご案内



“大切な人を亡くし、
何をしたらよいかわからない”



“市役所での手続き、
まずはどこへ行けばいいのかしら”

おくやみコーナーとは、市役所で必要なご遺族の手続きをご案内する専用窓口です。

「おくやみコーナー」でできること

- ▶ 亡くなられた方に関する市役所での
お手続きをまとめてご案内します
- ▶ 住所、氏名等を印字して申請書類をご用意するので、
記入が一部省略できます
- ▶ 窓口でのお手続きの場合、専用の相談室で
お手続きができます



● 利用方法 (初めてのお電話では、ご予約いただけません。)

下記の専用電話番号までお電話ください。亡くなられた方の情報(氏名、住所、生年月日、死亡日等)をお伺いし、必要なお手続きをお調べします。※来庁不要の場合は郵送での対応となります。

おくやみコーナー受付窓口
久喜市 市民課(総合窓口)

■ 専用電話番号 ☎0480-22-1696
■ メール okuyami@city.kuki.lg.jp

来庁が必要な場合

必要なお手続き及び持ち物の一覧を後日郵送いたしますので、ご確認のうえ、**来庁日時をお電話またはメールでご予約ください。**

利用時間

※受付から1か月以内を目安にご予約ください。

- ① 9時～ ② 10時30分～
- ③ 14時～ ④ 15時30分～

ご予約日当日は、本庁舎の市民課(総合窓口)へお越しいただき、職員にお声掛けください。

※お手続きにかかる時間はおおむね1時間程度です。
お手続きの内容によっては、担当課へご案内する場合もございますので、予めご了承ください。

来庁が不要な場合

- ① 必要書類及び記入例、また、添付いただきたい書類について一覧表を送付いたします
- ② 記入例をご参照のうえ、必要事項をご記入いただき、一覧表に載っている添付書類を同封し、**下記までご返送ください。**

ご返送先

※受付から1か月以内を目安にご返送ください。

〒346-8501 久喜市下早見85番地3
久喜市市民課(総合窓口)
おくやみコーナー担当

相続のお悩みは

けやき 相続相談室

遺言・相続
無料相談!



① 税理士・行政書士などの専門家が対応

40人を超える専門家が所属。外部弁護士・司法書士とも密に連携しており、「誰に相談したらいいのかわからない」ときでも大丈夫。

② 地元ならではの丁寧な対応

地域の金融機関、司法書士、葬儀社、不動産業者と長年にわたる信頼関係を築いています。現地調査にもしっかり足を運びます。

③ 創業45年の豊富な経験と実績

けやき相続相談室は、創業1976年(昭和51年)、地域で長年の実績を持つ「(株)こうの経営」「税理士法人こうの会計」が運営しています。

**2回目でも3回目でも、
ご相談は無料です**



☎0120-77-1139

電話受付時間

月曜日～金曜日 9:00～16:00

けやき相続相談室 <https://keyaki-souzoku.com/>

各相談所

- ▲加須相談所：〒347-0064 埼玉県加須市東栄1丁目13-11
- ▲久喜相談所：〒346-0003 埼玉県久喜市久喜中央2丁目9-30
- ▲幸手相談所：〒340-0114 埼玉県幸手市東2丁目3-6
- ▲古河相談所：〒306-0033 茨城県古河市中央町1丁目8-5



面談は
**土曜日、日曜日、
また平日夜間
でもOK!**

予約制

※ご予約お電話は電話受付時間内に
お願いいたします

市役所での手続き

世帯主である方

同一世帯に故人の他に世帯員が2人以上いるときは世帯主変更の手続きをしてください。

手続き・持ち物

世帯主変更の届出

- ☐ 来庁される方の本人確認書類

期限

- ▶ 亡くなった日から14日以内

※故人と別世帯の方が手続きに来る場合は、委任状が必要です。

受付窓口

- 市民課(総合窓口)市民・パスポート係 ☎ 0480-22-1111
- 菖蒲行政センター市民係 ☎ 0480-85-1111
- 栗橋行政センター市民係 ☎ 0480-53-1111
- 鷺宮行政センター市民係 ☎ 0480-58-1111

印鑑登録をしている方

故人が印鑑登録をしていた場合、印鑑登録証(くき市民カード)を返還してください。

手続き・持ち物

印鑑登録証(くき市民カード)の返還

- ☐ 故人の印鑑登録証(くき市民カード)

期限

- ▶ 速やかに

受付窓口

- 市民課(総合窓口)市民・パスポート係 ☎ 0480-22-1111
- 菖蒲行政センター市民係 ☎ 0480-85-1111
- 栗橋行政センター市民係 ☎ 0480-53-1111
- 鷺宮行政センター市民係 ☎ 0480-58-1111

マイナンバーカード(個人番号カード)や通知カードをお持ちの方

故人のマイナンバーカード(個人番号カード)や通知カードは、返納していただく必要はありません。

相続等の各種手続きで故人の個人番号(マイナンバー ※以下「個人番号」という)の記載を求められることがありますので、返納を希望される場合は、各種手続き終了後に返納してください。

手続き・持ち物

マイナンバーカード(個人番号カード)などの返還

- ☐ 故人のマイナンバーカード(個人番号カード)
☐ 故人の通知カード
☐ 故人の住民基本台帳カード

期限

- ▶ なし

その他

- ・故人がマイナンバーカードや通知カードをお持ちでなかった場合、その方の個人番号を知ることはできません。
- ・相続等の各種手続きで個人番号の記載を求められた際、個人番号の記載に代わる方法がご案内できる場合があります。詳しくは提出先にお問い合わせください。

受付窓口

- 市民課(総合窓口)市民・パスポート係 ☎ 0480-22-1111
- 菖蒲行政センター市民係 ☎ 0480-85-1111
- 栗橋行政センター市民係 ☎ 0480-53-1111
- 鷺宮行政センター市民係 ☎ 0480-58-1111

国民年金を受給している方(国民年金のみ受給)

故人が年金を受給しており、ご遺族が次に該当すると未支給年金の請求ができる場合があります。

年金を受けていた方が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた

(1)配偶者(2)子(3)父母(4)孫(5)祖父母(6)兄弟姉妹(7)その他(1)～(6)以外の3親等内の親族

手続き・持ち物

未支給年金の請求

☐ 故人の年金証書 ☐ 生計同一証明書(必要な場合があります)

☐ 請求者の預貯金通帳 ☐ 請求者の住民票 ☐ 故人の除票

※請求者のマイナンバー(個人番号)が分かる場合は、住民票・除票の添付が省略できます。

☐ 故人との続柄が明らかにできる戸籍謄本

※請求する方が配偶者または遺族年金を請求する子の場合、マイナンバーを記入することで戸籍謄本の添付を省略できます。

期限

▶速やかに(請求期限があります。)



受付窓口

●市民課(総合窓口)市民・パスポート係 ☎0480-22-1111 ●菖蒲行政センター市民係 ☎0480-85-1111

●栗橋行政センター市民係 ☎0480-53-1111 ●鷺宮行政センター市民係 ☎0480-58-1111

国民年金に加入している方

故人とご遺族が次に該当する場合、年金や一時金が支給される可能性があります。

【故人について】

●遺族基礎年金

・国民年金の被保険者

・老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方

●寡婦年金

10年以上の保険料納付期間(免除期間を含む)があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合

●死亡一時金

3年以上の保険料納付期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合

【ご遺族について】

●遺族基礎年金

・故人の子のある配偶者 ・故人の子

※子とは、18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子

●寡婦年金

故人と10年以上婚姻関係にある妻

●死亡一時金

(1)配偶者(2)子(3)父母(4)孫(5)祖父母(6)兄弟姉妹

※支給は(1)～(6)の順で、先順位者がいる場合は、後順位者は受け取ることができません。

手続き・持ち物

遺族基礎年金の請求／寡婦年金の請求／死亡一時金の請求

☐ 生計同一証明書(必要な場合があります)

☐ 請求者の預貯金通帳 ☐ 請求者の住民票 ☐ 故人の除票

※請求者のマイナンバー(個人番号)が分かる場合は、住民票・除票の添付が省略できます。

※故人の状況により持ち物が異なりますので、詳しくは下記受付窓口までお問い合わせください。

☐ 故人との続柄が明らかにできる戸籍謄本

※遺族年金/寡婦年金の請求:マイナンバーを記入することで添付を省略できます。

※死亡一時金の請求:請求する方が亡くなった方の配偶者の場合、マイナンバーを記入することで添付を省略できます。

期限

遺族基礎年金の請求／寡婦年金の請求

▶亡くなった日から5年以内

死亡一時金の請求

▶亡くなった日から2年以内

受付窓口

●市民課(総合窓口)市民・パスポート係 ☎0480-22-1111 ●菖蒲行政センター市民係 ☎0480-85-1111

●栗橋行政センター市民係 ☎0480-53-1111 ●鷺宮行政センター市民係 ☎0480-58-1111

厚生年金・共済年金を受給している方または加入している方

年金の種別や加入状況により手続きの種類やご準備いただく書類が異なります。
事前に管轄の日本年金機構または各共済組合事務所に手続きの方法を確認してください。

●日本年金機構春日部年金事務所 ☎048-737-7112 ●各共済組合事務所

国民健康保険に加入している方

故人が国民健康保険の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。(久喜市電子申請・届出サービスでも手続き可能です。)

手続き・持ち物

資格確認書の返還／葬祭費の支給申請

- ☐ 故人の国民健康保険資格確認書
- ☐ 葬祭執行者(喪主)が確認できる書類
(会葬礼状、葬儀の領収書等)
- ☐ 葬祭執行者(喪主)の通帳 ☐ 相続人代表者の通帳

期限

資格確認書の返還

▶速やかに

葬祭費の支給申請

▶葬儀を行った日の翌日から
2年以内

受付窓口

- 国民健康保険課給付係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター市民係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター市民係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター市民係 ☎0480-58-1111

※市民係窓口ではお預かりのみとなります。(ご相談等は担当課窓口にてお願いいたします。)

電子申請・届出サービスの二次元コード



後期高齢者医療に加入している方

故人が後期高齢者医療制度の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

資格確認書の返還／葬祭費の支給申請

- ☐ 故人の後期高齢者医療資格確認書
- ☐ 葬祭執行者(喪主)が確認できる書類
(会葬礼状、葬儀の領収書等)
- ☐ 葬祭執行者(喪主)の通帳 ☐ 相続人代表者の通帳
- ☐ 相続人代表者の印鑑(認印)

期限

資格確認書の返還

▶速やかに

葬祭費の支給申請

▶葬儀を行った日の翌日から
2年以内

受付窓口

- 国民健康保険課給付係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター市民係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター市民係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター市民係 ☎0480-58-1111

※市民係窓口ではお預かりのみとなります。(ご相談等は担当課窓口にてお願いいたします。)

65歳以上の方

40歳以上65歳未満の方で要介護認定を受けている方

故人が65歳以上の方、40歳以上65歳未満の方で要介護認定を受けていた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

介護保険資格喪失届の提出／介護保険被保険者証の返還

☐ 故人の介護保険被保険者証

※要介護認定の申請中の方は速やかにご連絡ください。

期限

▶ 14日以内

受付窓口

- 介護保険課保険料・給付係 ☎ 0480-22-1111
- 菖蒲行政センター菖蒲福祉係 ☎ 0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋福祉係 ☎ 0480-53-1111
- 鷺宮行政センター鷺宮福祉係 ☎ 0480-58-1111

高齢者福祉サービスを利用している方

故人が高齢者福祉サービスを受けていた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

利用廃止(取止め)届の提出

持ち物は、利用のサービスにより異なりますので、お問い合わせください。

受付窓口

- 高齢者福祉課高齢者福祉係 ☎ 0480-22-1111
- 菖蒲行政センター菖蒲福祉係 ☎ 0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋福祉係 ☎ 0480-53-1111
- 鷺宮行政センター鷺宮福祉係 ☎ 0480-58-1111

期限

▶ 速やかに



市民税・県民税を納めている方

故人が市民税・県民税を納付していた(課税されていた)場合、相続人代表者の指定をしてください。

手続き・持ち物

相続人代表者指定届出書の提出

受付窓口

- 市民税課市民税第1係・第2係 ☎ 0480-22-1111
- 菖蒲行政センター市民係 ☎ 0480-85-1111
- 栗橋行政センター市民係 ☎ 0480-53-1111
- 鷺宮行政センター市民係 ☎ 0480-58-1111

※市民係窓口ではお預かりのみとなります。(ご相談等は担当課窓口にてお願いいたします。)

期限

▶ 速やかに

市内に固定資産(土地・家屋)を所有している方

故人が市内に固定資産(土地・家屋)を所有していた場合、相続人代表者の指定をしてください。

手続き・持ち物

相続人代表者
指定届出書の提出

受付窓口

- 資産税課土地係・家屋係 ☎0480-22-1111
 - 菖蒲行政センター市民係 ☎0480-85-1111
 - 栗橋行政センター市民係 ☎0480-53-1111
 - 鷺宮行政センター市民係 ☎0480-58-1111
- ※市民係窓口ではお預かりのみとなります。(ご相談等は担当課窓口にてお願いいたします。)

期限

▶速やかに

市税等の納付が済んでいない方

故人の市税等の納付が済んでいない場合は、納付に関する相談をしてください。

手続き・持ち物

納付の相談
☐ 故人との関係が分かるもの

受付窓口

- 収納課徴収係
☎0480-22-1111

期限

▶速やかに

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している方

故人が原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車を所有していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

廃車または名義変更

- ☐ ナンバープレート(ナンバーを変えずに名義変更する場合は不要)
- ☐ 来庁される方の本人確認書類

期限

▶速やかに

受付窓口

- 市民税課諸税係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター市民係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター市民係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター市民係 ☎0480-58-1111

特別児童扶養手当を受給している方および受給対象児童

故人が特別児童扶養手当を受給していた場合および受給対象児童の場合は、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

特別児童扶養手当資格喪失届の提出

- ☐ 新しい受給者の振込先口座がわかるもの
- ☐ 除籍になった戸籍

期限

▶速やかに

受付窓口

- 障がい者福祉課障がい者福祉係 自立支援第1係・第2係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター菖蒲福祉係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋福祉係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター鷺宮福祉係 ☎0480-58-1111

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの児童(18歳未満)および保護者の方

故人が身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの児童(18歳未満)の保護者だった場合には、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

身体障害者手帳交付等届または療育手帳申請届の提出

▶速やかに

☐ 児童の身体障害者手帳 ☐ 児童の療育手帳

受付窓口

- 障がい者福祉課障がい者福祉係 自立支援第1係・第2係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター菖蒲福祉係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋福祉係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター鷺宮福祉係 ☎0480-58-1111

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

故人が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

該当する手帳の返還

▶速やかに

☐ 故人の身体障害者手帳 ☐ 故人の療育手帳
☐ 故人の精神障害者保健福祉手帳

受付窓口

- 障がい者福祉課障がい者福祉係 自立支援第1係・第2係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター菖蒲福祉係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋福祉係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター鷺宮福祉係 ☎0480-58-1111

障害福祉サービス受給者証等をお持ちの方

故人が障害福祉サービス受給者証等を所持していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

該当する受給者証等の返還

▶速やかに

☐ 故人の障害福祉サービス受給者証
☐ 故人の地域生活支援事業利用者証
☐ 故人の自立支援医療費受給者証

受付窓口

- 障がい者福祉課障がい者福祉係 自立支援第1係・第2係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター菖蒲福祉係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋福祉係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター鷺宮福祉係 ☎0480-58-1111

在宅重度心身障害者手当・特別障害者手当等を受給している方

故人が在宅重度心身障害者手当・特別障害者手当等を受給していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

手当の資格喪失届・未支払請求書の提出

▶速やかに

- ☐ 相続人代表者の振込先口座がわかるもの
(生計同一者のもの)

受付窓口

- 障がい者福祉課障がい者福祉係 自立支援第1係・第2係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター菖蒲福祉係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋福祉係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター鷺宮福祉係 ☎0480-58-1111

重度心身障害者医療費の受給資格を有している方

故人が重度心身障害者医療費の受給資格を有していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

重度心身障害者医療費の資格喪失・振込先変更届の提出

▶速やかに

- ☐ 故人の重度心身障害者医療費受給者証
- ☐ 相続人代表者の振込先口座がわかるもの

受付窓口

- 障がい者福祉課障がい者福祉係 自立支援第1係・第2係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター菖蒲福祉係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋福祉係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター鷺宮福祉係 ☎0480-58-1111

保育所等に入所している児童

保育所等に入所している児童が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

退所の届出

▶速やかに

受付窓口

- 保育幼稚園課管理係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター菖蒲こども未来係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋こども未来係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター鷺宮こども未来係 ☎0480-58-1111

保育所等に入所している児童の保護者の方

保育所等に入所している児童の保護者が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

保護者変更の届出

▶速やかに

受付窓口

- 保育幼稚園課管理係 ☎0480-22-1111 ● 菖蒲行政センター菖蒲こども未来係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋こども未来係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター鷺宮こども未来係 ☎0480-58-1111

児童手当を受給している方および受給対象児童

児童手当を受給している方および受給対象児童が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

児童手当受給事由消滅届等の提出

▶15日以内

事由により必要書類が異なりますのでお問い合わせください。

受付窓口

- 子育て支援課医療手当係 ☎0480-22-1111 ● 菖蒲行政センター菖蒲こども未来係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋こども未来係 ☎0480-53-1111 ● 鷺宮行政センター鷺宮こども未来係 ☎0480-58-1111

児童扶養手当を受給している方および受給対象児童

児童扶養手当を受給している方および受給対象児童が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

児童扶養手当資格喪失届等の提出

▶速やかに

事由により必要書類が異なりますのでお問い合わせください。

受付窓口

- 子育て支援課医療手当係 ☎0480-22-1111 ● 菖蒲行政センター菖蒲こども未来係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋こども未来係 ☎0480-53-1111 ● 鷺宮行政センター鷺宮こども未来係 ☎0480-58-1111

ひとり親家庭等医療費を受給している方および受給対象児童

ひとり親家庭等医療費を受給している方および受給対象児童が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

ひとり親家庭等医療費受給者変更(消滅)届等の提出

▶15日以内

事由により必要書類が異なりますのでお問い合わせください。

受付窓口

- 子育て支援課医療手当係 ☎0480-22-1111 ● 菖蒲行政センター菖蒲こども未来係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋こども未来係 ☎0480-53-1111 ● 鷺宮行政センター鷺宮こども未来係 ☎0480-58-1111

子ども医療費の受給資格を有している方および受給対象児童

子ども医療費の受給資格を有している方および受給対象児童が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

子ども医療費受給資格消滅届・子ども医療費受給資格登録申請書の提出 ▶15日以内

- ☐ 子どもの健康保険情報がわかるもの
- ☐ 新しい受給者の方の振込口座がわかるもの
- ☐ 子ども医療費受給資格証

受付窓口

- 子育て支援課医療手当係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター菖蒲こども未来係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋こども未来係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター鷺宮こども未来係 ☎0480-58-1111

18歳年度末までの児童を養育している方 (お子さまに障がいのある場合は20歳未満が対象となる場合があります。)

18歳年度末までの児童を養育している方が亡くなられた場合、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費などの手続きができる場合があります(お子さまに障がいのある場合は20歳未満が対象となる場合があります)。

手続き・持ち物

期限

事由により必要書類が異なりますのでお問い合わせください。 ▶速やかに

※所得制限があります。

受付窓口

- 子育て支援課医療手当係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター菖蒲こども未来係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋こども未来係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター鷺宮こども未来係 ☎0480-58-1111

市内循環バスの乗車証をお持ちの方

故人が市内循環バスの乗車証を所持していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

乗車証の返還

▶速やかに

- ☐ 故人の市内循環バスの乗車証

※乗車証がお手元がない場合は、下記の受付窓口にご連絡だけでもお願いします。

受付窓口

- 交通住宅課交通係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター地域振興係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター地域振興係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター地域振興係 ☎0480-58-1111

山下行政・労務コンサルティング

山下行政書士事務所



預貯金解約



遺産分割



不動産登記

相続後の手続きは相続・遺言専門行政書士へお任せください
司法書士・税理士と連携しており、全て当事務所で対応いたします

相続後の主な手続き

- ・ 遺言書の有無確認
- ・ 法定相続情報一覧表の作成
- ・ 遺産分割協議書の作成
- ・ 不動産名義の変更登記
- ・ 銀行預金等の解約手続き
- ・ 相続税の申告・納付

まずはお気軽にお電話ください

初回相談無料

電話受付時間 9:00-18:00 (土・日・祝日も受付対応)

☎ : 048-856-9342

山下行政・労務コンサルティング 山下行政書士事務所

代表 特定社会保険労務士・特定行政書士 山下清徳 (幸手市在住)

〒330-0845 埼玉県さいたま市大宮区仲町 3-105 千鳥ビル 5F

E-mail : yamashitaoffice@hb.tpl.jp HP : <https://yamashitaconsulting.com/>



デマンド交通(くきまる)を利用されていた方

デマンド交通(くきまる)を利用されていた方が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

下記の受付窓口にご連絡をお願いします。

▶速やかに

受付窓口

- 交通住宅課交通係 ☎0480-22-1111
- 栗橋行政センター地域振興係 ☎0480-53-1111
- 菖蒲行政センター地域振興係 ☎0480-85-1111
- 鷺宮行政センター地域振興係 ☎0480-58-1111

くきふれあいタクシー(補助タク)の利用登録証をお持ちの方

故人がくきふれあいタクシー(補助タク)の利用登録証を所持していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

受付窓口

利用登録証の返還

☐ 故人の利用登録証

※利用登録証がお手元がない場合は、右記の受付窓口にご連絡だけでもお願いします。

- 交通住宅課交通係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター地域振興係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター地域振興係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター地域振興係 ☎0480-58-1111

期限

▶速やかに

水道の使用名義人の方

故人が水道の使用名義人の場合、次の手続きをしてください。(久喜市電子申請・届出サービスでも手続き可能です。)

手続き・持ち物

受付窓口

水道使用者名義変更届二次元コード

名義人変更の手続き

※右記の受付窓口にご連絡ください。

- 上下水道料金徴収事務受託者
(鷺宮行政センター内)
☎0480-58-1111

※担当: 上下水道経営課料金係



期限

▶速やかに

農業集落排水処理施設を使用している方

故人が農業集落排水処理施設を使用していた場合、次の手続きをしてください。(久喜市電子申請・届出サービスでも手続き可能です。)

手続き・持ち物

受付窓口

農業集落排水処理施設使用料の 人数変更届二次元コード

農業集落排水処理施設の使用 人数変更の手続き

※右記の受付窓口にご連絡ください。

- 上下水道料金徴収事務受託者
(鷺宮行政センター内)
☎0480-58-1111

※担当: 上下水道経営課料金係



期限

▶速やかに

※農業集落排水処理施設使用料は、
ご連絡いただいた翌月の使用分から
変更となります。

犬を飼っている方

犬の飼い主だった方が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

犬の登録事項の変更届の提出

期限

▶速やかに

※犬の所在地を市外に移す場合は、久喜市で交付した犬鑑札を持参して新所在地の市役所等で手続きを行ってください。

受付窓口

- 庶務課環境経済・教育分室 ☎0480-22-1111
- 環境課環境保全・衛生係(菖蒲行政センター内) ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター総務・人権係 ☎0480-53-1111
- 鷲宮行政センター総務・人権係 ☎0480-58-1111

農地を所有している方

故人が農地を所有していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

農地法第3条の3の規定による届出書の提出

受付窓口

- 農業委員会事務局
(菖蒲行政センター内)
☎0480-85-1111

期限

▶農地の相続が発生してから
おおむね10ヵ月以内

農業者年金を受給している方

農業者年金を受給している方が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

農業者年金死亡関係届書の提出

故人の世帯構成により必要書類が異なりますので農業委員会事務局(☎0480-85-1111)またはお近くのJAにお問い合わせください。

受付窓口

- お近くのJA

期限

▶速やかに

久喜市立図書館利用券をお持ちの方

故人が市立図書館利用券を所持していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

市立図書館利用券の返還

☐ 故人の市立図書館利用券

期限

▶速やかに

受付窓口

- 中央図書館 ☎0480-21-0114
- 菖蒲図書館 ☎0480-87-1388
- 栗橋文化会館図書室 ☎0480-52-2000
- 鷲宮図書館 ☎0480-58-1002

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら「済」の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	運転免許証	運転免許証の更新連絡通知書の停止手続き (有効期限内の運転免許証をお持ちの場合)		☐	お近くの警察署または運転免許センター
	普通自動車	廃車または名義変更		☐	管轄の運輸支局または自動車検査登録事務所
	軽自動車(四輪)	廃車または名義変更		☐	軽自動車検査協会埼玉事務所春日部支所 ☎050-3816-3113
	・二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下) ・二輪の小型自動車 (250cc超)	廃車または名義変更		☐	春日部自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2028
	国税関係(所得税)	所得税の準確定申告 (一定の要件に該当する方)		☐	春日部税務署 ☎048-733-2111
	国税関係(相続税)	相続税の申告 (財産を相続し申告の必要がある方)		☐	春日部税務署 ☎048-733-2111
	財産相続関係	相続の放棄・限定承認		☐	家庭裁判所 久喜出張所 ☎0480-21-0157
	不動産(土地・建物)登記関係	不動産(土地・建物)の相続登記		☐	さいたま地方法務局 久喜支局 ☎0480-21-0215
	生命保険	死亡保険金の請求 入院給付金の請求等		☐	各保険会社または代理店
	損害保険	名義変更・解約		☐	各保険会社または代理店
	預貯金口座等	口座凍結解除の手続き		☐	各金融機関等
	電気・ガス	名義変更・解約		☐	各契約会社
	固定電話・携帯電話	名義変更・解約		☐	各契約会社
	インターネット	名義変更・解約		☐	各契約会社
	NHK受信料	名義変更・解約		☐	NHKさいたま放送局 ☎048-833-2041(代表)
	クレジットカード	解約		☐	各契約会社

ご遺族メモ

[illegible]

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害／傷害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考



がお送りする

故人の車を処分するには??

相続したお車を売却・廃車するには名義変更の手続きが必要です。

必要書類



車検証
戸籍謄本
遺産分割協議書
相続人の印鑑証明
相続人の実印が押してある委任状

※戸籍謄本で所有者の死亡が確認できない場合除籍謄本も必要です。

※上記は一般的なケースの必要書類です。状況によって書類が異なることがあります。

亡くなられた方の車の処分は通常に比べ手続きが複雑になります。
また車検証上の所有者がディーラーやローン会社になっている場合は、
その車のローンが残っている場合があります。

もしローンを完済していても、名義を変更する「所有権解除」という
手続きを行っていない場合、所有者が会社名義のままになっていることもあります。
その場合はローン会社へ連絡し、「所有権解除」の手続きも必要となります。

車の名義変更は、通常の場合でも手続きが面倒ですが、相続手続きをしてから
廃車にする場合にはさらに煩雑な手続きや書類が増えてしまいます。



廃車王ではそのお車を買取り、あなたに代わって面倒な手続きを
無料で代行いたします。もちろん、引き取りも原則無料です。
ご指定の場所まで引き取りにお伺いします。

どんな車も買い取ります

相続したお車の処分も廃車王へお任せください

0480-23-1582

廃車王 久喜店

株式会社3R 〒346-0028 埼玉県久喜市河原井町17

受付：8:30~17:30 日祝休み 土曜不定休

※車庫保管場所が狭い等引取りが困難な場合は、レッカー業者を利用して別料金を頂く、
またはお断りさせていただく事があります。



ご遺族メモ

This image shows a single page of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are approximately 20 lines visible. The paper appears to be from a notebook or a set of legal pads. There is no handwriting or other markings on the page.

委任状

令和 年 月 日

(あて先) 久喜市長

委任者	住所
	氏名
	生年月日
	電話番号

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人 (窓口に来られる人)	住所
	氏名
	生年月日

委任事項

(故人) _____ の死亡に伴う下記の事項に関する権限

- ☐ 住民異動届(世帯主の変更等)の届出に関する権限
- ☐ 住民票(除票)の交付申請および受領の権限
- ☐ 戸籍証明書の交付申請および受領の権限

〔本籍: _____ 筆頭者氏名: _____〕

- ☐ 市税に関する証明書の交付申請および受領の権限ならびに税に関する各種手続きの権限

- ☐
- ☐
- ☐

相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？

❶ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

❷ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

❸ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のとおり相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

❶ 相続が発生したこと及び 相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ●除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

❷ 相続人全員の住民票の写し

❸ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

❹ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

- 〔手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。〕
- ※原則として、委任状必須

法務局HPより
ダウンロードが
可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と
登記申請書を提出し申請します。

完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)
の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>)を加工して作成

不動産の名義変更・遺産分割

相続の 専門家

代表司法書士
笹岡 貴城

ささおか司法書士事務所にご相談ください

相続が発生し、初めてのことで誰に何を相談していいかわからず不安な方も多いと思います。

そのようなご相談に耳を傾け、相続専門家の立場から最適なお提案をいたします。みなさまのお気持ちに寄り添い、丁寧な対応をいたします。どうぞお気軽にご連絡ください。

お客様からの嬉しいお声

60代
女性

親身に相談にのってくださり
全てお任せできる安心感がありました。

60代
男性

定期的に進み具合を連絡してくれて
その都度相談にものってくれました。

70代
男性

対応が早く、人柄もよかったです。

まずは
お電話ください

この冊子をご覧になった久喜市内にお住まいの方

久喜市内出張無料!



ご存じですか?

早めの対応が必要です!

**相続登記の
義務化**

令和6年(2024年)
4月1日より

不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の「過料」が科される可能性があります。相続が複雑化して対応が難しくなる前に、専門家を通しての正しい登記をおすすめします。

ささおか司法書士事務所ができること

相続登記

遺産分割協議書の作成

相続放棄

など

相続にかかわることは何でもご相談ください。

埼玉県全域対応

相談・見積
無料

ご自宅でのご相談も可能です



ささおか司法書士事務所

TEL 0480-53-7750

〒349-1106 埼玉県久喜市緑1丁目14番9号

info@sasaoka-office.com

受付時間 平日 9:00~18:00
事前予約で時間外・休日にも対応いたします

ホームページはこちら
<https://sasaoka-office.com/>



空き家の活用

「空き家を相続したけど、どうすればいいのかわからない…」

「空き家を持っているけど何から手を付ければいいの?」と空き家の悩みは尽きません。

まずは自分の持っている空き家の現状を把握し、自分が何をしたいといけないのか確認しましょう。



まずは現状を把握しましょう

☒ 相続登記は済んでいますか?

空き家を適切に管理・処分するためには、まず相続登記が必要です。弁護士や司法書士へ相談しましょう。

☒ 特定空家等の対象ではありませんか?

特定空家等に指定された場合、早急な対応が必要です。まずは不動産会社へ相談しましょう。

☒ 家の中は片付いていますか?

家の中にまだ家具・家財がある場合は、不用品の処分からはじめましょう。

建物を残して活用する

●資産運用する

例) 賃貸経営、民泊事業等

- ・久喜市空き家バンクへ登録する
- ・不動産会社へ相談する

●売却する

- ・久喜市空き家バンクへ登録する
- ・不動産会社へ相談する

●自分たちで住む

例) リフォーム、リノベーション、古民家再生等

- ・リフォームやリノベーション等を専門としている企業へ相談する

無料で空き家の査定をしてくれる企業もあります。まずは相談してみましょう。



建物を解体して活用する

解体する …解体業者へ相談する

空き地になったら



●資産運用する

例) 駐車場経営・アパート経営等

- ・賃貸業者等へ相談する
- (無料相談会を実施している企業もあります)

●売却する

- ・不動産会社へ相談する

空き家の活用方法がはっきりしていない

「所有している空き家を手放したくない…」

「将来的に住む可能性がある…」

「空き家の活用を考えているけど、すぐにはできない…」等

適切な管理をしましょう

家は人が住まなくなるとすぐに傷んでしまいます。空き家の管理に悩んだら、シルバー人材センター等の空き家の管理を請け負う事業者や、市役所へ相談してみましょう。

空き家に関する
相談窓口

久喜市 交通住宅課

■ ☎0480-22-1111 ■ メール kotsu@city.kuki.lg.jp

ご遺族メモ

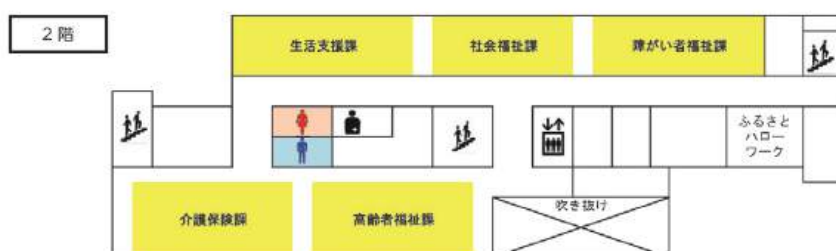
[illegible]

フロアマップ



1階

市民課(総合窓口)
国民健康保険課
市民税課
収納課
子育て支援課
保育幼稚園課
環境経済・教育分室 など



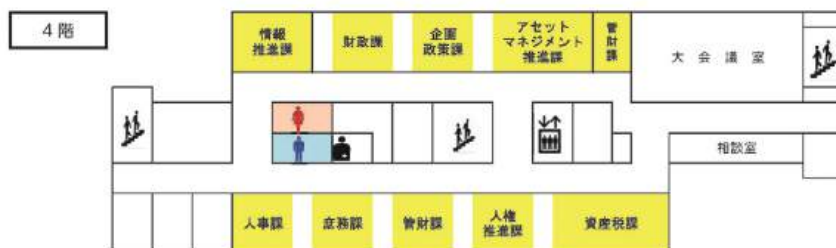
2階

介護保険課
高齢者福祉課
障がい者福祉課 など



3階

交通住宅課 など



4階

資産税課 など

久喜市役所本庁舎1階から4階までのフロアマップを掲載しています。
上記以外の課をお知りになりたい場合は、
お手数ですが久喜市のホームページからご確認ください。

インターネットで
と検索いただくか、右の二次元コードを読み取りください。



久喜市に
根付いて
50年超

「故人の想い」を繋ぐお手伝い

相続のご相談は 司法書士上原事務所まで

この度は大切な方を亡くされ、心身ともに大変なことと思います。
悲しみに包まれている中で、進めていかなければいけない様々な手続き。
『どこから手を付けていいか分からない』とご混乱されている方も多いのではないのでしょうか。

相続手続きは、「故人の想い」と
「故人とともに人生を歩んでこられた方の想い」を繋ぐ、
大切な手続きです。

『どこから手を付けていいか分からない』ときは、当事務所までご相談ください。

御心が少し落ち着いてからで大丈夫です。
想いを繋ぐ手続きを、お手伝いいたします。

戸籍収集

遺産分割協議書
の作成

※遺産に不動産が含まれる場合

不動産の
名義変更

預貯金の
名義変更

相続放棄

初回の相談料
無料

事前のお電話予約を
お願いします

必要に応じて、地域の**弁護士・税理士・**
不動産業者等もご紹介し、連携して対応いたします。
お悩みごと、ご不安なこと、なんでもお気軽にお尋ねください。

ご相談、お待ちしております

司法書士上原事務所

埼玉司法書士会 登録番号 埼玉第1144号

☎0480-22-0039

[受付時間] 平日9:00~18:00 〒346-0005 埼玉県久喜市本町4丁目2-44



久喜中学校
グラウンド
目の前

駐車場
4台有り

相続相談



死亡届の後の手続き、
何から始めればいいのかご存じですか？

みつぎ
満木法律・登記事務所

当事務所では、弁護士・司法書士・
税理士と連携し、複雑な相続手続きを
ワンストップでサポートしています。

こんな
お悩みは
ありませんか？



- ✓ 土地・建物の名義変更をしていない
- ✓ 銀行口座の相続手続きがわからない
- ✓ 相続人の間で話し合いが進まない
- ✓ 相続税がかかるか相談したい（提携税理士）



重要 相続登記が義務化されました

※原則として、相続を知った日から3年以内のお手続きが必要です。
※相続した不動産を売却したい場合にも、必ず相続人への名義変更が必要となります。

大変な手続きをまとめて
サポートいたします

- 相続登記 ● 戸籍収集 ● 遺産分割協議書の作成 ● 相続放棄手続
- 預貯金・株式の相続手続き ● 遺産分割調停 ● 相続税の申告（提携税理士）

☎ **0480-25-1271**

落ちついた雰囲気ですぐにご相談をお伺いいたします。

初回相談料 3,000円（要予約）

JA埼玉みずほ 顧問司法書士（組合員の方はお近くの支店までご連絡ください。）

HPはこちら



満木法律・登記事務所

〒346-0011 久喜市青毛4丁目11-12

営業時間 平日 9:00～17:00 定休日 土曜日・日曜日・祝日

駐車場5台有り

- 弁護士 満木 祐子
- 司法書士 満木 信吉
- 司法書士 満木 葉子

● 埼玉弁護士会 ● 埼玉司法書士会

アクセスはこちら

